



平成 18 年 4 月 26 日

各 位

東京都中央区八丁堀 2 丁目 9 番 1 号
株式会社エムオーテック
代表取締役社長 吉澤 邦夫
(コード番号 : 9961 東証第二部)
問 合 せ 先
取 締 役 数 納 芳 伸
財 務 ・ 経 理 担 当
T E L (03)5543-2518

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)」が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、同法の規定に基づき、機関の設置、株券の発行等の条文を新設するとともに、引用条文、用語を会社法上の条文、用語に変更し、併せて一部条文の整備、表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任の明確化と機動的な経営体制を目的として、平成 16 年 6 月 29 日付にて取締役の任期を 1 年以内に変更し、執行役員制度を導入したことに伴い、取締役員数の適正化および任期調整規定の削除を行うものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日(木)
(当社第 53 期定時株主総会決議後)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社エムオーテックと称し、英文ではM. O. TEC CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設用機械器具、資材類の製造及び賃貸、販売 2. 鉄鋼製品の販売及び加工 3. 土木、建築の請負業 4. とび、土工、コンクリート工事の設計及び請負業 5. 保険代理店業 6. 不動産の賃貸及び売買並びに仲介 7. 動産の賃貸業 8. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>東京都内で発行される日本経済新聞</u>に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 [現行どおり]</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 [現行どおり]</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 [現行どおり]</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は4,300万株とする。</p> <p>[新 設]</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000株とする。</p> <p>[新 設]</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、4,300万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>〔 新 設 〕</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主をもって、その<u>決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>〔第7条第2項に移項〕</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）等への記載（記録を含む。以下同じ。）、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての<u>手続等及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 〔現行どおり〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し議長となる。但し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第13条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主及び実質株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主及び実質株主は、当会社の議決権を有する他の株主及び実質株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、<u>総会ごとに、代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p>(取締役の員数及び選任方法)</p> <p>第15条 当会社の取締役は<u>18名以内</u>とし、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 〔現行どおり〕</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 〔現行どおり〕</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 前項の場合には、<u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数及び選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は<u>10名以内</u>とし、株主総会において選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u> 〔新設〕</p> <p>(累積投票の排除) 第16条 <u>取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2 <u>補欠により就任した取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u> 3 <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u> 〔新設〕</p> <p>(役付取締役) 第18条 <u>取締役会の決議により、社長を1名選任し、また必要に応じ、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選任することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第19条 <u>取締役社長は会社を代表する。</u> 2 <u>取締役会の決議により、必要に応じ、前項に加えてさらに代表取締役を定めることができ、おのおの会社を代表するものとする。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役社長が招集し議長となる。但し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> 〔第17条第3項に移項〕</p> <p>(取締役の任期) 第18条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 〔削除〕 〔削除〕</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</u> 2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3 <u>取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</u> 〔第19条第3項に移項〕 〔削除〕</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第20条 〔現行どおり〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 〔現行どおり〕</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 〔現行どおり〕</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 〔現行どおり〕</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">〔 新 設 〕</p> <p>(監査役の員数及び選任方法)</p> <p>第25条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠により就任した監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上おこななければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第25条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数及び選任方法)</p> <p>第26条 〔現行どおり〕</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合のほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 [現行どおり]</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 [現行どおり]</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 [現行どおり]</p>
<p>[新 設]</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第33条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>(会計監査人の選任方法及び任期)</p> <p>第34条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>2 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>3 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第32条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第33条 <u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主もしくは登録された質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当の支払)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主もしくは登録された質権者に対して、商法に定める金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとし、未払配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとし、未払配当金には利息をつけないものとする。</u></p>

以 上